平成２９年（フ）第１３６号
愛知県小牧市大字文津942番地　第２横井マンション102号、従前の住所名古屋市港区西茶屋１丁目35番地の６（市営西茶屋荘５棟311号）
債務者　金沢向こと　張　　向華（ＺＨＡＮＧ　ＸＩＡＮＧＨＵＡ）
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第９号
岡山県浅口市鴨方町六条院西1275番地、住民票上の住所岡山県笠岡市富岡190番地３　市営住宅富岡団地95号
債務者　藤原雄一郎
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２９年（フ）第８６号
埼玉県川口市中青木４丁目20番６－205号　センチュリー川口
債務者　櫻庭　正和
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９０号
埼玉県川口市戸塚東３丁目17番20号　マインドハイム稲田206号
債務者　島田　麻衣
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０６号
埼玉県川口市弥平１丁目14番17―406号　第５石峰ビル
債務者　有馬　展弘
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１１６号
さいたま市南区大字大谷口1874番地15
債務者　大矢　文人
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１６２号
埼玉県上尾市大字上1724番地１　ラフォーレＡＳＵＫＡ　Ｆ－102
債務者　沼野なつ江
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２０５号
埼玉県加須市元町８番34号　第２コーポ三栗206、旧住所埼玉県加須市柳生2164番地３　柳生ハイツ101号
債務者　山田　　武
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２５号
埼玉県越谷市大字袋山585番地５　クリーンシティ千間台102号
債務者　永谷　諭志
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３８号
埼玉県草加市谷塚町1469番地１　シティハイム谷際202号、旧住所埼玉県草加市谷塚町1989番地２
債務者　齋藤　幸喜
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第３９号
埼玉県草加市谷塚町1469番地１　シティハイム谷際202号、旧住所埼玉県草加市谷塚町1989番地２
債務者　齋藤　芳江
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第６３号
埼玉県吉川市平沼１丁目９番地４　大山ハイツ102号、旧住所埼玉県吉川市高富１丁目11番地８　シュロス吉川303号
債務者　神長　真二
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第８０号
埼玉県三郷市早稲田６丁目22番地１　カサベラ壱番館102号室
債務者　渡邉　雅仁
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第１１４号
埼玉県春日部市東中野1193番地　東中野住宅15―１号室
債務者　内田　美幸
1　決定年月日時　平成29年３月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第６２８号
埼玉県富士見市水谷１丁目６番地６　ビューハイツみずほ台102、前住所埼玉県富士見市榎町24番地　富士見ニューライフ1010
債務者　原田　　進
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２９年（フ）第６７号
埼玉県坂戸市関間１丁目15番74号　猶き荘Ａ棟、前住所埼玉県鶴ヶ島市松ヶ丘４丁目１番12―301号　グリーンタウン松ヶ丘
債務者　大賀ナホミ
1　決定年月日時　平成29年３月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月２日まで
さいたま地方裁判所川越支部